

改定前	改定後
第 4 条（手数料及び支払方法） (1)個別契約における立替金の支払回数は 1 回払いとし、毎月会社所定日を締切日として、前 1 か月間中の販売店との取引により生じた立替金を、会社所定の振替日（<u>6 日又は 26 日</u>、尚金融機関休業日である場合には翌営業日）に、会社が指定する金融機関に私が開設のうえ会社に届け出た口座から、会社指定の口座に振り替える方法により支払うものとします。 (2)会社の書面による承諾により、据置一括払いや分割払いが認められる場合もあります。なお、据置一括払いが認められる場合には、本来の支払日の属する月から起算して据置月数を経過した最初の月の会社所定の振替日（<u>6 日又は 26 日</u>、金融機関の休業日である場合には翌営業日）が支払日になります。 (3)私は、会社に対し、別途会社が定めたうえ私に通知する手数料を支払うものとします。なお、会社は金融情勢の変動等を理由に任意に合理的な範囲内で手数料を変更することができ、変更の効力は私への通知により直ちに生じるものとします。 (4)私は、会社の事前の書面による承諾がない限り、会社との契約に基づく債務を期限前に返済することが出来ないものとします。	第 4 条（手数料及び支払方法） (1)個別契約における立替金の支払回数は 1 回払いとし、毎月会社所定日を締切日として、前 1 か月間中の販売店との取引により生じた立替金を、会社所定の振替日（<u>27 日</u>、尚金融機関休業日である場合には翌営業日）に、会社が指定する金融機関に私が開設のうえ会社に届け出た口座から、会社指定の口座に振り替える方法により支払うものとします。 (2)会社の書面による承諾により、据置一括払いや分割払いが認められる場合もあります。なお、据置一括払いが認められる場合には、本来の支払日の属する月から起算して据置月数を経過した最初の月の会社所定の振替日（<u>27 日</u>、金融機関の休業日である場合には翌営業日）が支払日になります。 (3)私は、会社に対し、別途会社が定めたうえ私に通知する手数料を支払うものとします。なお、会社は金融情勢の変動等を理由に任意に合理的な範囲内で手数料を変更することができ、変更の効力は私への通知により直ちに生じるものとします。 (4)私は、会社の事前の書面による承諾がない限り、会社との契約に基づく債務を期限前に返済することが出来ないものとします。
第 7 条（担保） 私において、第 5 条の各号に定める事由がひとつでも生じた場合、私は会社に対し会社が相当と認める追担保の提供又は<u>保証人の追加</u>を行います。	第 7 条（担保） 私において、第 5 条の各号に定める事由がひとつでも生じた場合、私は会社に対し会社が相当と認める追担保の提供を行います。

第 9 条（費用等の負担） (1)私が支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合、私は、会社に対し、再振替手数料として振替手続回数 1 回につき <u>330 円</u>（税込）、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき <u>330 円</u>（税込）をそれぞれ支払うものとします。 (2)支払遅滞など私の責めに帰すべき事由により会社が私に対し訪問集金した場合、私は、会社に対し、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円（税込）を支払います。 (3)会社が私に対して書面による催告をしたときは、私は当該催告の要した費用を負担するものとします。(4)私が会社に支払う費用等について公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。	第 9 条（費用等の負担） (1)私が支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合、私は、会社に対し、再振替手数料として振替手続回数 1 回につき <u>210 円</u>（税込）、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき <u>210 円</u>（税込）をそれぞれ支払うものとします。 (2)支払遅滞など私の責めに帰すべき事由により会社が私に対し訪問集金した場合、私は、会社に対し、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円（税込）を支払います。 (3)会社が私に対して書面による催告をしたときは、私は当該催告の要した費用を負担するものとします。 (4)私が会社に支払う費用等について公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。
第 16 条（規約の変更） <u>会社は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、会社のホームページに公表その他相当の方法で会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、極度額の増減額等、諸条件の変更に関し通知・公表の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとします。</u>	第 16 条（規約の変更） <u>会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で私に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。</u> <u>①変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。</u> <u>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u> <u>(2) 会社は、予め変更後の内容を会社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により私に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に私が本規約に係る取引を行ったときは、私は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</u>

第 18 条（管轄裁判所）

私は、会社と私との間に紛議が生じた場合、相互に紳士的に解決することを旨とし、万一訴訟を必要とするときは、会社の本社、各営業部、支店、営業所、管理センター等を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 18 条（管轄裁判所）

私は、会社と私との間に紛議が生じた場合、相互に紳士的に解決することを旨とし、万一訴訟を必要とするときは、訴額のいかんにかかわらず、私の所在地、会社の本社、各営業部、支店、営業所、管理センター等を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。